二　電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十八条第三項（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、同令第三十八条第三項に規定する利用者区分管理電子決済手段自己信託をする場合

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第七十八条　法第七十六条において準用する法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　兼営法第六条の規定に基づき損失の補塡又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

五　その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介をする場合において、顧客が資金移動業関係業者であるとき（当該資金移動業関係業者から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）。

別表第二（第三十九条第六項関係）

［表略］

別紙様式第一号（第５条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

内閣総理大臣　殿

申請者（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　）　－

商号

代表者の氏名

免許申請書

信託業法第４条第１項の規定に基づき免許を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［略］

［（第２面）～（第４－２面）　略］

（別添３：他に営む業務の種類）

（第５面）

商号　　（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、

［号を加える。］

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第七十八条　［同上］

［一～三　同上］

四　兼営法第六条の規定に基づき損失の補てん又は利益の補足を約する特約が付される金銭信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介を行う場合（顧客から法第七十六条において準用する法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

［号を加える。］

別表第二（第三十九条第五項関係）

［同上］

別紙様式第一号（第５条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

内閣総理大臣　殿

申請者（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　）　－

商号

代表者の氏名

免許申請書

信託業法第４条第１項の規定に基づき免許を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［同左］

［（第２面）～（第４－２面）　同左］

（別添３：他に営む業務の種類）

（第５面）

商号　　（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

信託業務以外の業務を営むときは、その業務の種類を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる細分類により記載すること。ただし、